五十　第65条の２《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

改　　正　　後	改　　正　　前
（適格合併等により引継ぎを受けた特別勘定に係る圧縮記帳と 5,000万円損金算入との適用関係） 65の２－３の２　措置法第64条の２第４項の規定に基づき引継ぎを受けた特別勘定を設けている合併法人等（同項に規定する合併法人等をいう。以下同じ。）が、当該特別勘定につき同条第７項又は第８項の規定により圧縮記帳を行う場合であっても、当該特別勘定の基礎となった収用換地等による譲渡は被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）が行ったものであることから、当該被合併法人等が行った当該譲渡と同一の年に属する期間中に合併法人等が自ら行った収用換地等による譲渡については措置法第65条の２第１項の規定による 5,000万円損金算入の特例の適用を受けることができることに留意する。	（新　設）
（最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人による譲渡） 65の２－６の２　現物出資法人又は事後設立法人が最初に買取り等の申出を受けた場合において、現物出資又は事後設立によりその資産の移転を受けた被現物出資法人又は被事後設立法人が収用換地等による譲渡をしたときは、当該譲渡は、最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人による譲渡に該当することから、当該現物出資又は事後設立が適格現物出資又は適格事後設立に該当するかどうかにかかわらず、当該譲渡につき措置法第65条の２第１項の規定の適用はないことに留意する。 (注) 適格合併又は適格分割があった場合の同項の規定の適用については、同条第３項第３号の規定によるのであるから留意する。	（新　設）